

名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業実施要綱

（目的）

第 1条 この要綱は、安心・安全で快適な環境に関する地域の身近な課題について、事業者と行政が連携を強化し、安心・安全で快適なまちづくりをさらにすすめていくことを目的とする名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録）

第 2条 本事業は、名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業者（以下「パートナーシップ事業者」という。）として登録した事業者により実施するものとする。

（登録対象）

第 3条 パートナーシップ事業者の登録対象は、次の要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 事業所、支店等が名古屋市内に所在すること。
- (2) 従業員が概ね 5人以上であること。
- (3) 暴力団を利するおそれがないこと。

（登録基準）

第 4条 パートナーシップ事業者として登録する事業者は、次の基準のすべてを満たすものとする。

- (1) 別表 1に掲げる活動の種類のうち、いずれか 1つ以上を自主的かつ積極的に行うことができること。
- (2) 前号の活動を継続して行うことができること。
- (3) 結果や成果についての情報提供が可能であること。

（申請等）

第 5条 登録申請は、「名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業者登録申請書（様式 1）」（以下「申請書」という。）により行うものとする。

- 2 名東区長（以下「区長」という。）は、前項に基づいて申請のあった事業者の活動の内容等を書面により審査し、パートナーシップ事業者として登録する場合には、「名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業者登録証（様式 5）」（以下「登録証」という。）を発行する。
- 3 前項の審査の結果、パートナーシップ事業者として登録しないこととした場合は、文書により通知する。

（活動の報告）

第 6条 パートナーシップ事業者は、「名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業者活動報告書（様式 2）」により、活動した年度の翌年度の 4月末まで

に内容等を区長に報告するものとする。

(広報)

第 7 条 区長は、登録した事業者による活動を名東区公式ホームページ等に掲載し、広く周知する。

(登録期間)

第 8 条 登録期間は、登録日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、「名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業者登録取消届（様式 3）」（以下「取消届」という。）を提出しない限り、登録は年度ごとに自動的に更新するものとする。

(調査)

第 9 条 区長は、必要に応じて、パートナーシップ事業者の活動状況等を調査できるものとする。

(届出事項)

第 10 条 パートナーシップ事業者は、申請書の内容に変更があった場合は、速やかに「名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業者登録事項変更届（様式 4）」により、その旨を区長に届け出るものとする。

2 パートナーシップ事業者は、登録を取り消そうとするときは、「取消届」により、その旨を区長に届け出るとともに、「登録証」を返却するものとする。

(登録の変更・取消し)

第 11 条 区長は、パートナーシップ事業者から前条第 1 項の届出を受けた場合には、登録内容を変更するものとする。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すものとする。

(1) 前条第 2 項の届出を受けた場合

(2) 第 9 条の調査の結果、第 3 条又は第 4 条の要件を満たしていないと認められる場合

(3) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為に関与している場合

(4) その他区長がパートナーシップ事業者としてふさわしくないと判断した場合

(事務)

第 12 条 本事業に関する事務は、名東区区政部地域力推進課が所掌する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 9月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 2月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表 1

名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業活動メニュー

活動の種類	活動メニュー
交通安全対策に関する活動	交通安全強調期、名東区交通安全デー、交通事故死ゼロの日等における街頭啓発活動
快適なまちづくりに関する活動	ウエルカムなごや・クリーンアップ運動の日（毎月25日）における道路清掃活動
	全市一斉クリーンキャンペーン（6月第1土曜日を中心に実施）への参加
生活安全対策に関する活動	春・夏・秋・年末の生活安全市民運動における啓発活動ならびに実践活動への参加・協力
	「防犯の日」（原則、毎月15日）における啓発活動ならびに実践活動への参加・協力
交通安全対策・快適なまちづくり・生活安全対策に関する活動の全般にかかわる支援	・啓発資材（物品）の提供 ・各事業実施にかかわる寄付金の提供 ・各事業実施にかかわる人材および物資の提供